

新型コロナウイルス感染症への対応について (事務局の対応策)

令和2年5月25日
ひたちなか商工会議所

茨城県の緊急事態宣言地域解除を受け、本商工会議所においては下記の通り対応する。

(アンダーライン部分が変更点)

1. 事業実施の前提条件

- ① 換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる——いわゆる3密の条件を回避できる環境でのみ、事業を実施する。

<実施にあたっての注意事項>

- ① 換気の悪い密閉空間 ⇒ 適宜、会場内の換気を行う。
- ② 人が密集している ⇒ 出席人数を限定するなど、規模を縮小する。
- ③ 近距離での会話や発声が行われる ⇒ 会場レイアウトは2メートル以内の対面式を避け、2メートル以上の間隔を空けた対面式か、教室方式で対応する。また、参加者同士の距離を離す。

2. 商工会議所主催の会議、セミナー等について

- ① 100人以内(かつ収容人員の1/2以内)の参加人数による会議、セミナー等については、感染予防対策に万全を期したうえで開催する。
- ② 不特定多数の参加者による飲食を伴う懇親会・交流会は、原則として開催を自粛する。

※緊急相談窓口の夜間・土・日開設は、5月末まで実施する。

<実施にあたっての留意事項>

参加者が特定できるよう、必ず氏名・所属先・連絡先を把握する。

3. 事務局の対応について

- ① 事務室を二つに分けて業務を実施する。(5月31日を目途)
- ② 不要不急の外出は控える。また、勤務時間内での業務遂行を心掛ける。
(特に要件が無い場合は、午後6時までには退勤すること。)
- ③ 事務室、会議室は可能な限り窓、ドアを開放状態にする。
- ④ 個別相談にあたっては、飛沫感染防止の観点からアクリル板の仕切りを設置する。
- ⑤ 会議室等の貸し出しは、原則として会員事業所のみとする。
- ⑥ マスクの無い出席者が希望した場合は、会議所で用意しているマスクを配布する。

4. 職員の対応について

- ① 少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤前に検温するなど、体調管理を徹底する。
- ② 本人または同居する家族等が発熱など風邪の症状がある場合は、総務企画課に報告するとともに出勤を見合わせる。(数日～1週間程度)
- ③ プライベートにおいても、厚労省の「新しい生活様式」を参考に、不要不急の外出および緊急事態宣言地域との往来等は極力控える。
- ④ 手洗い、手消毒の徹底、マスクの着用を含む咳エチケット等、個人での感染防止に努める。

以上